

勧告に当たって

令和7年10月6日

岡山県人事委員会

委員長 安田 寛

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

この給与勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために、毎年行っているものです。本年は、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな民間企業と比較することが適当であると判断し、国家公務員に準じて、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直しを行いました。

まず、本年の給与の改定については、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を2.88%下回っていたため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合を0.04月分下回っていたため、支給月数を4.65月に引き上げることとしました。

また、人事管理に関しては、人材獲得競争が激化する中で、継続的に優秀な人材を確保することや、職員一人ひとりが生き生きと働くことが可能な、人材が定着する勤務環境を整備することが必要となっています。このことを踏まえ、多様で有為な人材の確保・育成を始め、多様なライフスタイルや働き方の実現、魅力ある勤務環境の整備の重要性等にも言及しております。

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

知事及び議会におかれましては、人事委員会の給与勧告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勧告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。